

事業主の皆様へ

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

職場におけるパワハラ、セクハラ、マタハラ防止措置は企業の義務です。ハラスメント防止規定や相談窓口設置など必要な体制を整え、ハラスメントのないあかるい職場環境づくりに取り組みましょう。

各種ハラスメントに関する豊富な情報を掲載しているポータルサイト『あかるい職場応援団』をぜひご活用ください。

(あかるい職場応援団URL)

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



【お問い合わせ先】

岡山労働局 雇用環境・均等室 電話086-225-2017